

相続手続きの ご案内

相続手続きの流れ

お亡くなりになられたお客さま(被相続人さま)には、永らくのお取引をいただき、誠にありがとうございました。謹んでお悔やみ申し上げます。

本冊子では、相続手続きをスムーズに進めていただくため、OKB大垣共立銀行で行っていただく手続きについてご案内します。

手続きにあたっては**相続人さまの中から代表者(相続人代表者)**を選任していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

STEP 1

相続発生のご連絡

OKB相続センターにお電話またはOKB大垣共立銀行の店舗窓口へご来店のうえ、お亡くなりになられたお客さまについてお知らせください。相続人代表者さまにご準備いただく書類をご案内します。

お亡くなりになられたお客さまの通帳・キャッシュカードなど(お取引内容がわかるもの)をご準備ください。お知らせいただきましたお口座等の取り扱いについては、後記1.をご参照ください。

STEP 2

必要書類のご準備

ご提出いただく書類をご準備ください(詳しくは、後記2.3.4をご参照ください)。お取引の内容によってご準備いただく書類は異なります。

STEP 3

書類のご提出

ご準備いただいた書類の「原本」を、OKB相続センターまたはお近くのOKB大垣共立銀行の店舗窓口へご提出ください。書類を確認後、「相続手続依頼書」をご郵送します。

なお、ご提出いただいた書類はOKB大垣共立銀行にて写しを取らせていただき、原本はご返却します。

STEP 4

払戻しなどのお手続き

すべての書類をご提出いただいてから、2週間程で払戻金をご指定の口座にお振込します。また、お手続き完了後に相続人代表者さまに通帳、計算書などをご郵送します。(OKB大垣共立銀行の店舗窓口でのお渡しも可能です)

1

相続のお手続きが完了するまでのお取引について

「お亡くなりになられたお客さま（被相続人さま）名義のお取引等のお取り扱い」
相続手続きが完了するまで、お引き出し、ご入金等のお取り扱いができなくなります。

【 ご預金等 】

- ①口座振替のご契約がある場合、口座振替も停止となりますので、口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくことになります。
- ②家賃等継続的な振込入金がある場合、入金指定口座の変更手続きをお願いします。
- ③総合口座による貸越取引は停止となります。また、貸越金が生じている場合、差引計算（払戻充当）させていただきます。

【 公共債・投資信託 】

- ①相続手続前の売買はできません。
- ②償還金（期日到来分）および利息・分配金は指定口座に入金せず、別途、お預りします。
（相続人さま決定後に入金させていただきます）

【 保険等 】

当社でお申し込みいただいた生命保険・火災保険等については、別途、保険会社所定のお手続きが必要となりますので、各保険会社のお問い合わせ先をご案内します。

【 ご融資・ローン等 】

被相続人さまが債務者または保証人等になっていた場合、以降の継続取引ができなくなります。

【 貸金庫等 】

開扉・開袋ができなくなります（代理人による開扉等もできなくなります）。

「残高証明書・取引明細表等の発行が必要な場合のお取り扱い」

必要書類等をご準備のうえ、お近くのOKB大垣共立銀行の店舗窓口へご来店ください。

- ①相続人さま、遺言執行者さま、または、相続財産管理人さまの一人のご依頼により発行します。
- ②次の書類と実印をご持参ください。
 - ・被相続人さまがお亡くなりになられたことを確認できる戸籍謄本等
 - ・相続人、遺言執行者、相続財産管理人であることを確認できる公的書類（戸籍謄本、審判書謄本、印鑑登録証明書等）
- ③証明書等の発行にあたっては、当社所定の手数料をいただきます。

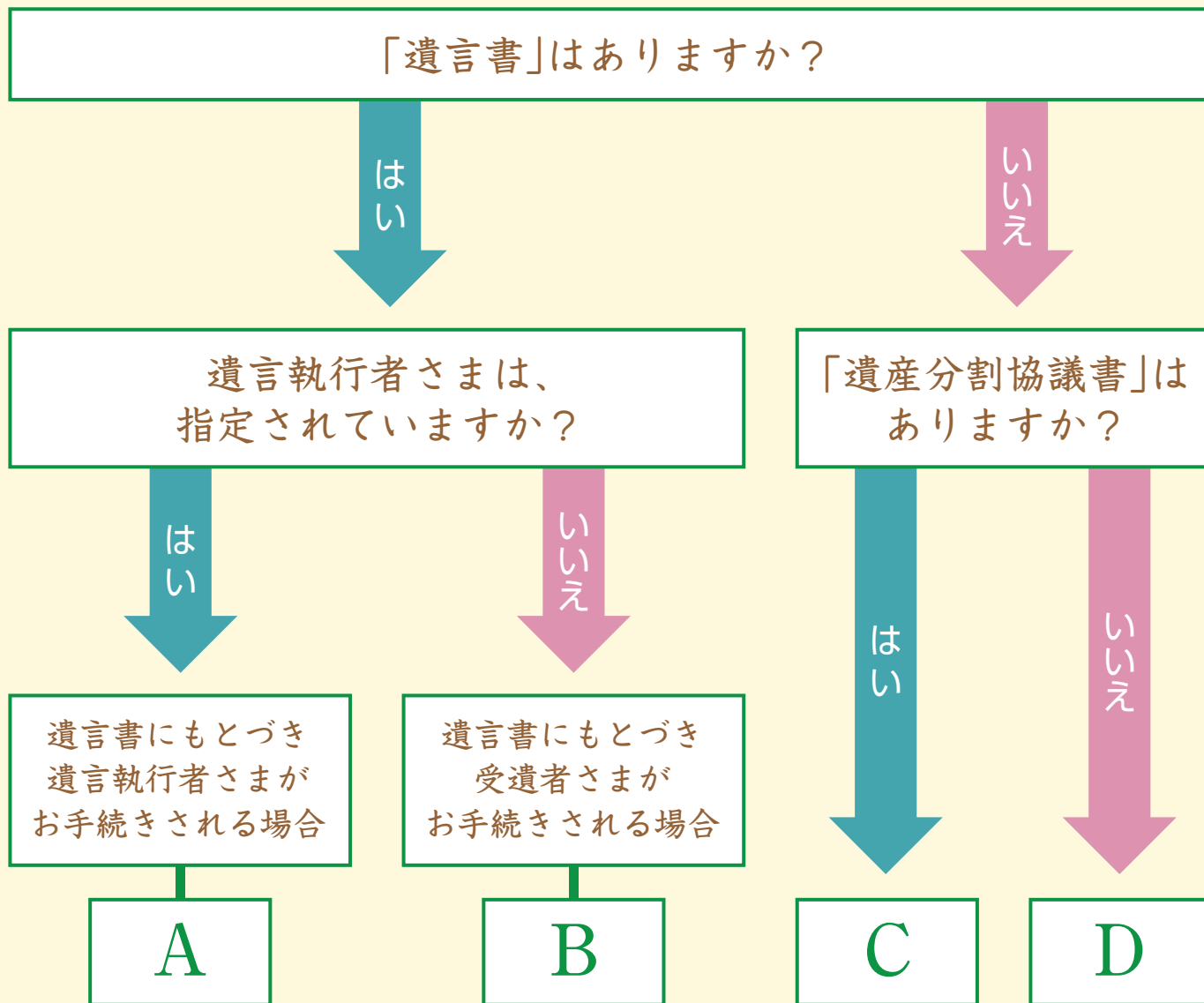
「葬儀費用等で相続手続き完了前に預金の一部引き出しが必要な場合」

お手続きを希望される場合、OKB相続センターまたはOKB大垣共立銀行の店舗窓口へお問い合わせください。
相続人さまから別途確認資料等のご提出をお願いします。

2

相続方法のご確認

下記のフロー表にしたがって、「**③**お手続きに必要な書類」にお進みください。



その他の相続方法、必要書類

【 家庭裁判所の調停がある場合 】

- ・ 調停調書の正本または謄本(原本)
- ・ 財産を受け取られる方の印鑑登録証明書(発行日から6ヵ月以内のものをご準備ください)(原本)
- ・ 相続手続依頼書、実印、通帳、証書、貸金庫鍵等

【 家庭裁判所の審判がある場合 】

- ・ 審判書の正本または謄本(原本)、審判確定証明書(原本)
- ・ 財産を受け取られる方の印鑑登録証明書(発行日より6ヵ月以内のものをご準備ください)(原本)
- ・ 相続手続依頼書、実印、通帳、証書、貸金庫鍵等

3

お手続きに必要なとなる書類

A 【遺言書にもとづき遺言執行者さまがお手続きされる場合】

No.	書類名など
1	<p>お亡くなりになられた方の戸籍謄本(原本) (注1)</p> <p>①お亡くなりになられたことが確認できるものをご準備ください。 ②自筆証書遺言で家庭裁判所の検認を受けられている、または、遺言書情報証明書をご準備いただける場合は不要です。</p>
2	<p>遺言書または遺言書情報証明書(いずれも原本)</p> <p>公正証書遺言：公証人の署名のある正本または謄本をご準備ください。 自筆証書遺言：検認手続きがなされている遺言書原本、検認済証明書原本をご準備ください。 遺言書情報証明書：法務局で発行された証明書原本をご準備ください。(注2)</p>
3	<p>遺言執行者選任審判書謄本(原本)</p> <p>家庭裁判所にて遺言執行者が選任されている場合、ご準備ください。</p>
4	<p>遺言執行者さまの印鑑登録証明書(原本)</p> <p>発行日より6ヵ月以内のものをご準備ください。</p>
5	<p>相続手続依頼書(当社より郵送または店舗窓口でお渡しします)</p>
6	<p>実印、通帳、証書、貸金庫鍵等</p>

B 【遺言書にもとづき受遺者さまがお手続きされる場合】

No.	書類名など
1	<p>お亡くなりになられた方の戸籍謄本(原本) (注1)</p> <p>①お亡くなりになられたことが確認できるものをご準備ください。 ②自筆証書遺言で家庭裁判所の検認を受けられている、または、遺言書情報証明書をご準備いただける場合は不要です。</p>
2	<p>遺言書または遺言書情報証明書(いずれも原本)</p> <p>公正証書遺言：公証人の署名のある正本または謄本をご準備ください。 自筆証書遺言：検認手続きがなされている遺言書原本、検認済証明書原本をご準備ください。 遺言書情報証明書：法務局で発行された証明書原本をご準備ください。(注2)</p>
3	<p>受遺者さまの印鑑登録証明書(原本)</p> <p>発行日より6ヵ月以内のものをご準備ください。</p>
4	<p>相続手続依頼書(当社より郵送または店舗窓口でお渡しします)</p>
5	<p>実印、通帳、証書、貸金庫鍵等</p>

注1) 戸籍謄本の提出に代えて「法定相続情報一覧図の写し」でもお手続きできます。なお、一覧図の記載内容に異動がある場合、異動内容を確認できる戸籍謄本などをご準備ください。 注2) 「遺言書情報証明書」をご準備いただく場合、検認は不要となります。

C 【遺言書がなく、遺産分割協議書がある場合】

No.	書類名など
1	お亡くなりになられた方の戸籍謄本(原本) (注1) 出生から死亡までの連続した戸籍謄本をご準備ください。
2	すべての相続人さまの戸籍謄本(抄本)(原本) お亡くなりになられた方との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。 お亡くなりになられた方の戸籍謄本で確認できる場合は不要です。
3	遺産分割協議書(原本) すべての相続人さまの署名、なつ印があるかを確認のうえ、ご準備ください。
4	すべての相続人さまの印鑑登録証明書(原本) 発行日より6ヵ月以内のものをご準備ください。
5	相続手続依頼書(当社より郵送または店舗窓口でお渡しします)
6	実印、通帳、証書、貸金庫鍵等

D 【遺言書・遺産分割協議書がない場合】

No.	書類名など
1	お亡くなりになられた方の戸籍謄本(原本) (注1) 出生から死亡までの連続した戸籍謄本をご準備ください。
2	すべての相続人さまの戸籍謄本(抄本)(原本) お亡くなりになられた方との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。 お亡くなりになられた方の戸籍謄本で確認できる場合は不要です。
3	すべての相続人さまの印鑑登録証明書(原本) 発行日より6ヵ月以内のものをご準備ください。
4	相続手続依頼書(当社より郵送または店舗窓口でお渡しします)
5	実印、通帳、証書、貸金庫鍵等

注1) 戸籍謄本の提出に代えて「法定相続情報一覧図の写し」でもお手続きできます。なお、一覧図の記載内容に異動がある場合、異動内容を確認できる戸籍謄本などをご準備ください。注2) 「遺言書情報証明書」をご準備いただく場合、検認は不要となります。

市区町村役場へお出かけの際のお願い

相続手続きに必要な戸籍謄本をもれなくご用意していただくために、本紙をご持参のうえ、市区町村役場担当者に「相続手続きに使用するため」と申し添えてください。

本籍地が遠方の場合、本籍地の市区町村役場に戸籍謄本の取得方法をお問い合わせください。

[必要となる戸籍謄本] 出生日 / 明治・大正・昭和・平成・() 年 月 日
 死亡日 / 平成・令和・() 年 月 日

年号	戸籍改製年代	必要となる戸籍謄本	状況により必要となる戸籍謄本
令和	現在	<u>現在の戸籍謄本</u> (全部事項証明書)	● 本籍を変更された場合 (戸籍謄本に「転籍」の文言がある) ➡ 転籍前の戸籍謄本
平成	平成6年改製	<u>改製前の戸籍</u> (改製原戸籍) (昭和23年式)	● ご結婚された場合 (戸籍謄本に「婚姻」の文言がある) ➡ 入籍前の戸籍謄本
昭和	昭和32年改製		● 分籍された場合 (戸籍謄本に「分籍」の文言がある) ➡ 分籍前の戸籍謄本
大正	大正4年改製	<u>改製前の戸籍</u> (大正4年式) (明治31年式) (明治19年式)	● 家督相続している場合 (戸籍謄本に「家督相続」の文言がある) ➡ 家督相続以前の戸籍謄本
明治	明治31年改製 明治19年改製		● 分家している場合 (戸籍謄本に「分家」の文言がある) ➡ 分家以前の戸籍謄本

被相続人さまの戸籍謄本

お亡くなりになられた方は以下の「連続している」戸籍謄本が必要となります。

①出生→②婚姻→③法律の改正→④死亡

※この他、転籍等がある場合、戸籍謄本が追加となります。

相続人さまの戸籍謄本(抄本)

被相続人さまの戸籍謄本で相続人さまであることが確認できる場合は不要です。

相続人さまが再婚、転籍、養子縁組をしている、または代襲相続の場合は戸籍謄本が必要となります。

5

よくあるご質問

1

OKB大垣共立銀行での取引の有無を調べるにはどうしたらいいですか

以下の書類をご準備のうえ、お近くのOKB大垣共立銀行店舗窓口へご来店いただくか、OKB相続センターへお問い合わせください。

- お亡くなりになられた方の戸籍謄本等（死亡されたことがわかるもの）
- 相続人の方の戸籍謄本（抄本）（相続人であることがわかるもの）
- 相続人の方の本人確認書類（免許証等）

※残高証明書の発行を希望される場合、相続人さまの印鑑登録証明書と実印が必要となります。

2

相続人が未成年の場合、どうしたらいいですか

未成年の子と親権者が相続人として遺産分割協議を行うことは利益相反行為となります。この場合、家庭裁判所にて選任された「特別代理人」の方に相続手続きを行っていただきます。

3

相続人が海外にいる場合、どうしたらいいですか

海外に居住されている方は、日本国内にて発行される印鑑登録証明書に代えて、大使館または領事館で発行するサイン証明書が必要となります。

4

相続人が認知症等の場合、どうしたらいいですか

相続人が認知症等の場合、家庭裁判所にて選任された「成年後見人」等の方に相続手続きを行っていただきます。

5

相続人が相続放棄している場合、どうしたらいいですか

家庭裁判所にて発行された「相続放棄申述受理証明書」が必要となります。相続手続きは、相続放棄された方を除外して行っていただきます。

【相続手続きに関するお問い合わせ】

OKB相続センター

〒503-0887 岐阜県大垣市郭町3丁目98番地

【連絡先】



0120-882900

【受付時間】

平日 9:00～17:00